
平成 28 年度 第 4 回職能委員会

日時：場所：平成 28 年 10 月 26 日（水）18:40～20:30

場所：JIDA 事務局・ギャラリースペース

出席者（敬称略）：安藤、上田（担当理事）内野、丸山、浅香、堀越（委員長）

欠席連絡：横田、国澤、南木、吉田

1. 契約と報酬ガイドライン改訂

・田中理事長より、教育に関わることにも委員会で取り組んでほしいという要望あり（上田）

教育委員会は“アクレディット”に特化していることから、ADA やその他取り組む必要があるものに関して他の委員会に振る必要ありか。

職能委員会と教育といった場合、CPD（継続教育）や資格認証といったテーマになるか。

JIDA の委員会には名称にそぐわないものがあり再編が必要。（安藤）

それから、デザイン教育課程における知財教育が挙げられる。先日、特許庁からヒヤリングを受けた。（堀越）

内容：大阪大学・特許庁調査研究「デザイナーのための知財教育」

大阪大学知的財産センター（大阪大学大学院法学研究科准教授・青木氏、大阪大学知的財産センター特任研究員・吉田さん）、特許庁・企画調査課（菊池氏、平田氏）デザイナーを目指す学生に対し、デザイン分野特有の知財リテラシーを得てもらうためのモデルカリキュラム作成をめざすもの。検討にあたり、デザイナー、芸大教員、弁護士・弁理士、知財法研究者を主体とした編集委員会を立ち上げ、現状把握や課題について検討中。おもなヒヤリング内容：専門分野における動向（創作プロセス、知財との関わり等）、デザイナーの業務を円滑に進めていくために必要とされる知識について（特にデザイン保護、活用において）※監修は、大阪大学大学院・茶園教授

職能委員会として、フリーランス会員が増えている現状から、もう少し共益的活動があっても良いのでは。（上田）

CPDは、ある程度の数（2～3 万の母数）が多くないと難しいと言われている。

知財教育に関する分科会を立ち上げるなどしたい。関西で分科会を立ち上げられないか検討する。

内閣府に提出している活動内容は、創作保全とその方策の立案とある。
来年度はデザイン保護協会などと組んでセミナー企画を立ててはどうか。（浅香）
大阪でも弁理士の知財セミナーを開催しているが、入門編から踏み込んだところが必要と思う。（上田）
デザインオフィス実務としての知財セミナーか。
パッケージデザイン協会では知財セミナーは盛況である。出席者はパソコン持参で INPIT の検索などしてもらおう。（丸山）
東京都の産総研などにも働きかけてはどうか。（浅香）
東京都や中小企業振興公社へのアプローチは横田委員にお願いしている。（堀越）
JIDA セミナーは非会員の参加者が多い。おもに企業関係者である。

2.今後の活動

デザインの副業化、いわゆるクラウドデザインについて、インターネットならではのメリットもあるが、職能的に考えれば問題は多い。職能団体として何らかの声明を出したい。（堀越）

D-8 で推進している“創作証”について、起案された時点では顕在化していなかった課題（保護期間満了後のデザイン、ジェネリックファニチャー等）も議論を深め、普及に向けて取り組みたい。

次回 12月7日（水）18:30～ JIDA 事務局ギャラリースペース
（関西とスカイプによる委員会）